

労働相談実施規程

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人 名北労働基準協会が行う労働相談業務を円滑、適正に進め、会員事業場が安心して労働に関する相談を行い、もって適正な労務管理を行い、企業の繁栄につなげることを目的とする。

第2条（相談方針）

協会は、労働相談業務を行うにあたり、労働関係法令を遵守した上で、会員事業場の立場に立ち、その利益となるよう考慮し、助言を行うものとする。

第3条（労働相談体制）

- 1 労働相談業務を行うにあたり、労務管理推進室を設置する。
- 2 労働相談推進室には、労働相談員を配置し、労働相談業務に充てる。
- 3 労働相談員は社会保険労務士、労働に関係する行政機関の出身者等労働に関する資格を有する者、及び当協会にて労働に関する業務に長期間従事し、労働に関する専門的知識を有する者が務めるものとする。

第4条（労働相談管理者）

- 1 労務管理推進室には、労働相談管理者を置く。
- 2 労働相談管理者は、労働相談の内容、経過及びその結果等必要な事項を把握し、その取扱いについて労働相談員に対し指導を行う。
- 3 労働相談管理者は、労働相談員が質の高い労働相談業務を行うことができるよう、効果的な助言・指導を行うものとする。
- 4 労働相談管理者の業務には、労務管理推進室長をもって充てる。

第5条（労働相談責任者）

- 1 労務管理推進室で取り扱う労働相談業務全般について責任を負うものとして、労働相談責任者を置く。
- 2 労働相談責任者は、専務理事をもって充てる。

第6条（労働相談の範囲）

- 1 労働相談業務の範囲は、以下の（1）～（5）とする。
 - （1）労働基準法、労働安全衛生法、その他労働関係法令に関する相談
 - （2）労働保険（労災保険・雇用保険）の適用、手続等に関する相談
 - （3）社会保険（厚生年金・健康保険）の適用、手続等に関する相談
 - （4）厚生労働省管轄の各種助成金に関する相談

(5) その他、人事・労務・安全衛生に関する相談全般

- 2 労働相談業務には、社会保険労務士法第2条第1号から第2号に定める業務及び弁護士の行う訴訟等に関するものを含まない。

第7条（労働相談の費用）

労働相談業務は、無料にて行う。

第8条（労働相談の対象）

- 1 労働相談は、協会会員事業場を対象として行うものとする。
- 2 協会会員事業場以外の企業については、初回1回に限り、来訪による労働相談を受けることができる。

第9条（労働相談の手段）

- 1 労働相談は次のいずれかの手段により受けるものとする。
 - (1) 協会への来訪
 - (2) 電話
 - (3) 電子メール
 - (4) 郵便
 - (5) FAX
- 2 労働相談員の事業場訪問による労働相談業務は、原則として行わない。

第10条（労働相談記録簿）

- 1 労働相談を記録するため、労働相談記録簿を協会サーバー上にデータとして備えることとする。
- 2 会員企業より労働相談を受けた労働相談員（以下、担当労働相談員と称す）は、労働相談の内容、経過、結果等必要事項を記録しなければならない。
- 3 労働相談記録簿は、労働相談責任者、労働相談管理者、担当労働相談員以外の者が閲覧できないよう、パスワードを設定するものとする。

第11条（守秘義務）

労働相談責任者、労働相談管理者及び担当労働相談員は、各相談員の担当する労働相談に関する事項について、協会内外を問わず、いかなる場合も開示・提供・口外してはならない。

第12条（労働相談の質の向上）

- 1 労働相談員は、常に労働関係法令等に関する情報を収集し、知識を高めるよう努めなければならない。
- 2 担当労働相談員は、労働相談のうち重大・複雑な事案については、労働相談管理者及び労働相談責任者の助言・指導を受けるものとする。
- 3 労働相談管理者及び労働相談責任者は、定期的に労働相談記録簿を確認し、担当労働相談員に助

言・指導を行うものとする。

第 13 条（提供データの管理）

- 1 労働相談に関し提供を受けた文書は、担当労働相談員が個別に厳重に管理しなければならない。
- 2 労働相談に関わるデータの提供を受けた場合、担当労働相談員はパスワードを設定したファイルにて保管しなければならない。
- 3 労働相談をメールにて受ける場合、担当労働相談員の個別のメールアドレスを指定し、他者が見ることを防ぐこととする。

第 14 条（労働相談関連情報の廃棄）

会員事業場より提供された労働相談に関する文書であって、労働相談終了後 6 か月を経過したものについては、機密文書として焼却処分するものとする。また、データについては担当労働相談員の責任において確実に消去するものとする。

付則

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日より施行する。